



遺産分割後に遺言書が見つかったら？

遺言とはお亡くなりになった方の最後の意思であり、最大限尊重されるべきものです。

生前に遺言書をご家族や知人に託されていた場合には、故人の最後の意思を実現するため、遺言書の内容に沿って手続きをしていくことになります。

しかし、故人が遺言書を自身で作成し、**家族の目につかないところに保管**していた場合、遺産分割協議が終わってから、遺言書が出てきたという場合も少なくありません。



遺産分割協議後に遺言書が見つかった場合、特に協議内容と遺言書の内容が違う場合に、すでに終了した遺産分割協議は有効なのか、また見つかった遺言書の効力はどうなるのでしょうか。

必ずしも再度分割協議が必要というわけではありません。

最高裁判例（平成5年12月13日）

「遺言の存在を知らずに行った遺産分割協議は、要素の錯誤により常に無効になるとは言えない」



判例の文章って難しい…



簡単な言葉に言い換えると…

「そのような遺言の内容を知っていたら、遺産分割協議に応じなかったような場合には協議は無効である」

相続人全員が遺言書の内容を確認したうえで、既に行った協議の内容に反対しないのであれば、遺産分割協議は有効ということになります。

遺産分割協議が再度必要になる場合とは？

そもそも相続人が**遺言書のあることを知りながら**遺産分割協議を行った場合です。

もちろん相続人全員の合意のもと、相続手続きを円滑にするために遺言書の内容と違う分割協議を行ったという事情があれば協議が無効であるとは言えません。

相続人の1人が**自分に不利な内容の遺言書の存在がある**と知りながら、他の相続人に遺産分割協議を促したような場合には協議が無効になるだけでなく、その人は相続人になれなくなります。



自分の取り分が少ない……
内緒にしておこう



元気なうちに**公正証書遺言**を作成しておくのがおすすめです。

今週の
お客様の**声**
依頼して
よかった点は？

大津市 もりい様

謄本を取り手間が省けたのに関連して下された。

